

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年9月まで

昭和50年10月、国民年金の任意加入手続のためにA県B郡C町D支所に出向いたところ、職員から43年12月の時点までさかのぼって国民年金保険料を納付することが可能であると教えられ、指示された金額を窓口で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和50年10月21日と確認でき、また、社会保険庁の被保険者記録により、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者と確認されることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立人は国民年金への任意加入手続を行ったものと推認されるものの、申立人の所持する国民年金手帳には、43年12月に強制加入被保険者として加入したとする記載があるとともに、申立人の特殊台帳には、昭和43年度から49年度までの期間の国民年金保険料が未納であることを示す記載があり、申立期間について、申立人は強制加入被保険者とされていたものと考えられる。

また、申立人が国民年金に任意加入したとされる時点は、第2回目の特例納付が実施されていた期間であり、申立人が所持しているC町役場の出納印が押された領収書には、昭和43年12月から48年3月までの期間について、特例納付するのに必要であった国民年金保険料額とほぼ一致する金額が記載されていることから、申立人は、国民年金の加入時において強制加入被保険

者とされており、当該期間に係る国民年金保険料を特例納付により一括納付したと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 50 年 10 月に国民年金に任意加入したことになっているものの、申立人の所持する領収書に記載された金額の国民年金保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が納付した国民年金保険料は、長期間にわたり収納されていたものとするのが相当である。

なお、申立人が所持する領収書に記載された金額は、実際に特例納付をするのに必要な金額よりも 600 円不足しているが、当該領収書は当時 C 町役場が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、申立人は、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、特例納付の対象期間とされていなかった期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を過年度納付することもできない期間であるとともに、申立人が同年 4 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であることを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成3年2月まで
② 平成3年3月から6年3月まで

申立期間①については、私が、自身の分と元夫の二人分の国民年金保険料をまとめて、集金人に毎月納付していた。

また、申立期間②については、経済的余裕が無くなったために、私が元夫の分と合わせて二人分の国民年金保険料の免除申請手続を、集金人を通じて行った。元夫のみが免除期間とされ、私だけが未納期間とされていることに納得できない。

なお、申立期間中は、A県B市に居住していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の元夫の免除申請が記録されているにもかかわらず、申立人のみについて、免除申請の記録が無いのは不自然である。

また、A県B市国民年金担当課は、申立期間当時、集金人制度が存続していたと説明しており、集金人から国民年金保険料免除申請書を受け取り、夫婦二人分を記入して市役所で免除申請手続を行ったとする申立人の主張に矛盾はうかがえない上、当該期間直前において、夫婦二人とも未納であるのに、申立人の元夫のみが国民年金保険料の免除手続を行い、申立人が同手続を行わなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、元夫は、当該期間のうち昭和 61 年 10 月から 62 年 12 月までの期間については厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できる上、63 年 1 月から平成 3 年 3 月に国民年金保険料の免除が認められるまでの 38 か月間は未納とされており、「夫婦二人分の保険料を納付していた。」とする申立内容とは矛盾が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 3 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料免除申請を行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から47年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。申立期間①は、当時、私は大学に在学中であり、母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたはずである。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A市B区役所の記録から、申立人は、会社の退職に伴う厚生年金保険の被保険者資格の喪失後に、国民年金への切替手続を行っており、昭和52年12月23日に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立期間②については、3か月と短期間である上、社会保険庁の納付記録から、申立人は、当該期間直後の昭和53年4月から60年11月に厚生年金保険の被保険者となるまでの国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しなかったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況

等が不明である。

さらに、昭和 52 年 12 月 23 日に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、妻が会社を退職した昭和47年8月に、夫婦二人で市役所に行き、夫婦一緒に国民年金の加入手続をした。既に結婚し、妻が第1子を懐妊中であったこともあり、将来のことを考えて加入し、同時に保険料の納付も行ったと思う。

現在所持している年金手帳は、昭和50年4月の発行となっているが、公民館のような場所で行政が設けた相談会に出向いた際、前の年金手帳を回収されたと記憶しており、その時に、この年金手帳が交付されたものかも知れない。

国民年金保険料については、妻が納付書で夫婦二人分の保険料を一緒に銀行などで納付していた。社会保険事務所の納付書で納付したことはなく、特例納付を行ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年4月に国民年金に加入して以降、平成5年8月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は、高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人夫婦は昭和50年4月以降の国民年金保険料を現年度納付により納付していることが

うかがわれることから、申立人の妻が申立人の当該期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出月は、昭和50年4月であると確認でき、この時点においては、申立期間の大部分（昭和47年8月から49年3月までの期間）に係る国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によらなければ納付することができないものの、申立人の妻が過年度納付及び特例納付により国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見出せない。

このほか、申立人の妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

会社を退職した昭和47年8月に、夫の車の運転で市役所に行き、夫婦で国民年金の加入手続をした。既に結婚し、第1子を懐妊中であったこともあり、将来のことを考えて加入し、同時に保険料の納付も行ったと思う。

現在所持している年金手帳は、昭和50年4月の発行となっているが、公民館のような場所で行政が設けた相談会に出向いた際、前の年金手帳を回収されたと記憶しており、その時に、この年金手帳が交付されたものかも知れない。

国民年金加入後の国民年金保険料については、私が納付書により、夫婦二人分の保険料をまとめて銀行などで納付していた。社会保険事務所の納付書で納付したことはなく、特例納付を行ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年4月に国民年金に加入して以降、平成5年8月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人夫婦は昭和50年4月以降の国民年金保険料を現年度納付により納付していることがうかがわれることから、申立人が当該期間に係る国民年金保険料のみを納

付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出月は、昭和 50 年 4 月であると確認でき、この時点において、申立期間の大部分（昭和 47 年 8 月から 49 年 3 月までの期間）に係る国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によらなければ納付することができないものの、申立人が過年度納付及び特例納付により国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見出せない。

このほか、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年6月まで

私は、退職した後、A市役所に行き、夫婦二人の国民年金種別について第1号被保険者への変更手続を行うとともに、納付すべき夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料の金額を計算してもらった。

しかし、提示された金額があまりに高額であったので、国民年金に加入する必要性について、市役所のBという職員に問いただし、その際、同職員から国民年金に関して2時間ぐらい説明を受けたことを記憶している。

市役所から送られてきた納付書で、妻が、平成5年10月ごろに失業保険金の中から保険料を支払った。

妻が間違いなく保険料を支払っており、未納という記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後にA市役所において、夫婦二人の国民年金に係る種別変更届を行い、納付すべき国民年金保険料と国民健康保険料の金額を計算してもらったと供述しており、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人とその妻に係る当該種別変更届が平成5年5月12日に行われていることが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

また、申立人は、求職者給付の基本手当（失業保険金）の中から平成5年10月に保険料を妻が納付したと供述しており、申立人から提出された銀行預金の取引明細により、同年9月22日に基本手当が入金され、同年10月27日に保険料相当額が出金されていることが確認できることから、申立内容に矛盾は無く、その金額も、当時、申立人とその妻に係る国民年金保険料額及び

国民健康保険料額の合計額とほぼ一致する。

さらに、平成5年10月の時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付する場合、同年2月及び同年3月の保険料は過年度納付によらなければ納付することができないことから、社会保険事務所において過年度納付用の納付書を作成してもらう必要があるところ、A市役所に照会した結果、同市役所では、当時、市役所で過年度納付の手続を行った場合、社会保険事務所から過年度納付のための納付書を国民年金の被保険者に送付するよう手配していたことが確認できる。

加えて、近所に住む申立人の妻の友人からは、平成5年当時、申立人の妻との間で、「一度に多額の保険料を納付して大変だった。」と話したことを記憶しているとの供述が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年6月まで

夫は、退職したため、A市役所に行き、夫婦二人の国民年金種別について第1号被保険者への変更手続を行うとともに、納付すべき夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料の金額を計算してもらったが、提示された金額があまりに高額であったので、国民年金に加入する必要性について、市役所のBという職員に問いただし、その際、同職員から国民年金に関して2時間ぐらい説明を受けたと聞いている。

市役所から送られてきた納付書で、私が、平成5年10月ごろに夫の失業保険金の中から保険料を支払った。

間違いなく保険料を支払ったので、未納という記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の退職後に、夫がA市役所において、夫婦二人の国民年金に係る種別変更届を行い、納付すべき国民年金保険料と国民健康保険料の金額を計算してもらったと供述しており、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人とその夫の当該種別変更届が平成5年5月12日に行われていることが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

また、申立人は、夫の求職者給付の基本手当（失業保険金）の中から平成5年10月に保険料を納付したと供述しており、申立人の夫から提出された銀行預金の取引明細により、同年9月22日に基本手当が入金され、同年10月27日に保険金相当額が出金されていることが確認できることから、申立内容に矛盾は無く、その金額も、当時、申立人とその夫に係る国民年金保険料額及び国民健康保険料額の合計額とほぼ一致する。

さらに、平成5年10月の時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付する場合、同年2月及び同年3月の保険料は過年度納付によらなければ納付することができないことから、社会保険事務所において過年度納付用の納付書を作成してもらう必要があるところ、A市役所に照会した結果、同市役所では、当時、市役所で過年度納付の手続を行った場合、社会保険事務所から過年度納付のための納付書を国民年金の被保険者に送付するよう手配していたことが確認できる。

加えて、近所に住む申立人の友人からは、平成5年当時、申立人との間で「一度に多額の保険料を納付して大変だった。」との会話を行ったことを記憶しているとの供述が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、市役所から国民年金保険料を納付するように通知が来たので、テントを張った会場に行き、夫婦二人分の保険料を納付しており、未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 41 年 11 月 8 日に申立人の夫と同時に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、納付日が確認できる同年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料は、夫婦二人がほとんど同一日に現年度納付していることから見て、申立人及びその夫は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人は、納付の時期を明確に記憶してはいないものの、申立期間について、市役所から国民年金保険料を納付するように通知が来たので、テントを張った会場に夫と一緒にいき、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしており、申立人の夫は、第 2 回目の特例納付期間中である昭和 50 年 9 月 26 日に、36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できることから、この時点において、申立人の当該期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人の夫も当該期間は未納となっている上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が

無く、国民年金保険料を納付していたことにかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団（現在は、B社。以下同じ。）Cセンターにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和58年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月10日から58年3月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和57年9月10日から58年3月10日までの被保険者記録が無かった。

厚生年金基金に係る年金支給義務承継通知書及び厚生年金基金加入員台帳に記載の資格喪失年月日まで勤務しており、厚生年金基金に加入していた期間は、厚生年金にも加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在職証明書、人事記録、企業年金連合会（旧D厚生年金基金）の厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和58年3月10日にA事業団Cセンターから同事業団Eセンターに異動。）、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する厚生年金基金の加入員台帳の記録及び昭和57年8月の社会保険庁の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険適用事業所に該当しておらず、当

該事業所の業務を引き継いでいるB社への照会結果において、「申立期間に係る申立人の勤務形態は正社員である上、人事記録や厚生年金基金記録等からも、申立事業所において社会保険事務所へ正しい届出を行い、申立期間の保険料についても納付しているはずであるが、記録は残っておらず、立証できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から43年12月まで
在職期間中の給与明細書は無いが、昭和44年1月にA社の下請として事業を始める直前まで、A社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に、昭和42年11月30日と記録されているが、雇用保険の記録によれば、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者としての離職日は同年12月1日と記録されている。

また、当該事業所の人事担当者は、「厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日とを間違っけて届け出た可能性は否定できない。」と供述している上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と、公共職業安定所の雇用保険の被保険者記録を比較調査したところ、昭和42年10月以降において、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日を取違えたと考えられる記録や、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日とを同一日としたと思われる記録が確認できることから、当該事業所における事務処理上の誤りが強く推認される。

さらに、社会保険事務所の記録によると、昭和42年10月前は、月の末日

で資格を喪失した者は無く、月の初日に喪失した者が多く認められ、同年 10 月以降は、月の初日に資格を喪失した者は無く、末日に喪失した者が多く認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 12 月までの期間については、1) 被保険者名簿において、健康保険証の返納日は、年の記載は無いが 1 月 9 日と記載されており、同日に保険証を返納している他の二人は、いずれも 42 年 12 月 29 日に資格を喪失していること、及び標準報酬月額の変せん欄に同年 10 月 1 日の定時決定の記録が記載されているが、43 年の定時決定の記録は記載されていないことから判断すると、同年 1 月 9 日と推認することができること、2) 申立人が、A 社の下請として共に仕事をしたという二人に係る被保険者名簿の記録及び両名の供述から判断すると、申立人が A 社の下請として事業を開始したのは、43 年 1 月と推認することができることから、当該期間については、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和 42 年 11 月の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る社会保険事務所の同年 10 月の標準報酬月額の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っておらず不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 12 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を43年7月から同年9月までについては4万2,000円、同年10月から44年4月までについては3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月16日から44年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和38年1月にA社に入社後、継続して勤務し、44年5月1日に同社B営業所から本社に異動しているが、空白期間が生じることは無いはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和38年1月8日から49年9月5日まで、申立期間を含め、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社B営業所に勤務していた同僚は、「申立人は、申立期間当時、途中で退職することなく継続して勤務していた。」、「申立人が同事業所に勤務していたことを記憶している。」と供述しており、これら同僚の同社B営業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間を含め、継続していることが確認できる。

さらに、申立人の異動先であるA社本社に勤務していた同僚は、「申立人が、A社B営業所からA社本社に異動してきたことを記憶しており、空白期間があるのは、両事業所における事務担当者間の引継に手違いがあったので

はないか。」と供述しており、当該同僚のA社本社における厚生年金保険被保険者記録は、申立期間を含め、継続していることが確認できる。

なお、A社が加入していたC厚生年金基金の加入記録によれば、申立人は、昭和44年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和44年5月1日にA社B営業所からA社本社に異動し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年7月から同年9月までの標準報酬月額については、A社B営業所における申立人の同年6月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とし、同年10月から44年4月までの標準報酬月額については、A社本社における申立人の同年5月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B営業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており不明であるが、事業主による厚生年金保険の被保険者資格喪失届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの資格喪失に係る届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から44年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月20日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月8日から39年9月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和39年9月にA社本社から同社C工場に異動しているが、継続して勤務しており、また、58年4月1日付けで20か年勤続表彰も受けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した在職証明書、従業員名簿及び申立人が提出した20か年勤続に係る表彰状並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年9月20日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が確認できず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月21日とし、申立期間①の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和47年8月27日から同年9月1日まで

昭和44年4月1日にA社のB工場に入社し、45年11月ごろ同社C工場に転勤しているが、47年8月27日に自己都合により退職するまで継続して勤務していたので、同年8月までは、厚生年金保険の被保険者期間であると思う。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険被保険者記録、A社が提出した資料及び同僚の供述等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和45年11月21日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が確認できず不明としているが、A社が提出した資料には厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和44年4月1日、

資格喪失日は45年11月21日との記録があることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和47年8月27日となっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所の離職日は昭和47年8月26日とされており、社会保険事務所の記録（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は離職日の翌日）と一致している。

さらに、A社では、申立人に係る関係資料等は保存していないと回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法（昭和29年5月19日法律第115号）第19条の規定により、被保険者期間を計算する場合、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、一方、申立期間②に係る昭和47年8月分については、国民年金保険料が納付済みとされていることが社会保険事務所の記録から確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

国民年金制度が始まった時から国民年金に加入しており、当初は集金人が自宅に来ており、保険料を納めていた記憶がある。途中で保険料の申請免除をした憶^{おぼ}えはない。申立期間について申請免除となっていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が昭和 37 年 2 月に連番で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険事務所の保管する申立人及びその夫に係る特殊台帳や、A 市役所の保有する電算機システム上の国民年金保険料の納付記録（以下「納付記録」という。）において、夫婦二人の国民年金保険料の納付状況は一致しており、社会保険事務所の保管する申立人及びその夫に係る特殊台帳の記録においても 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料がいずれも第 1 回目の特例納付の実施期間中である 47 年 3 月 18 日に納付されていることが確認できるなど、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付は、基本的に同一方法によっていると推認される。

また、申立期間①及び②については、A 市役所の納付記録において、申立人及びその夫は共に、当該期間はいずれも申請免除期間であることを示す記載が確認できる上、国民年金保険料の免除申請は、毎年度の手続が必要であることを考慮すると、3 回にわたる同手続において、社会保険事務所及び A 市役所の双方いずれもがこれを誤って記録するとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、特例納付の実施時期等において申立期間に係る国民年金保険料が納付又は追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から54年3月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。私が20歳で結婚した後、いところが国民年金に加入したことを聞き、国民年金に加入した。申立期間当時の国民年金保険料や国民年金手帳の色は憶えていないが、保険料は集金人に預けていた。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行うとともに、集金人に預けて国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、社会保険事務所の記録から、昭和54年4月25日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるとともに、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、同年4月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から52年3月まで

国民年金保険料が未納とされている期間は、県外に居住し学校に通学していた時であるが、住民票は実家のあるA県B町に残しており、20歳になった時に父親がB町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。

調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料をB町役場で納付していたと申し立てているが、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和52年4月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、B町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料について「納入不要」との記載があるとともに、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳（国民年金被保険者台帳）においても、申立期間の国民年金保険料について「納付不要」との記載があることが確認でき、B町と社会保険事務所の記録が一致しており、申立期間において、申立人は学生であり国民年金の任意加入被保険者であった等の理由により、加入手続きを行っていなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から同年 7 月までの期間、44 年 8 月及び同年 9 月並びに 45 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 44 年 8 月及び同年 9 月
③ 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 48 年 5 月に会社を退職後、A 市 B 区役所で国民年金加入手続をした。その際に同区役所の職員から、過去に未納期間があるのでさかのぼって納付するよう説明され、国民年金保険料を郵便局で支払った。金額は憶^{おぼ}えていないが、かなり高額であったので、大変だったとの記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 10 月に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③のいずれの期間の国民年金保険料も時効により納付することはできない上、申立人が一括納付したとする元年 10 月は特例納付の実施時期ではなく、特例納付を行うこともできなかつたと考えられ、昭和 48 年 5 月に会社を退職後に国民年金加入手続をし、過去にさかのぼって国民年金保険料を一括納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 6 月ごろに A 県 B 市の C 地区に在住の時に、近所に住む人から会社員の妻でも国民年金にさかのぼって任意加入できることを聞き、同地区の公民館で国民年金保険料の集金をしていたので、館長に未納分を一括で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 4 月 26 日に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、さかのぼって国民年金に加入することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 41 年 10 月ごろ、私の祖母と A 区役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって支払った方が良いと言われ、自宅に来た A 区役所の集金人に、申立期間の国民年金保険料 5 年分に相当する保険料額を一括して支払った。その際に受け取った各年ごとの保険料領収書 5 枚は私の年金裁定請求後に捨てたが、確かに支払ったので、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 10 月ごろに払い出されたと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、41 年 10 月に申立人が申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立内容は不自然である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする同年 10 月及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される 42 年 10 月は、いずれも特例納付の実施時期ではないことから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできなかつたものと考えられる。

また、特例納付の国民年金保険料は社会保険事務所が収納することとされており、A 区役所の集金人に 5 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立内容は不自然である上、支払ったとする国民年金保険料月額はその当時の国民年金保険料月額と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間及び同年10月から44年3月までの期間（昭和40年4月から41年3月までの期間のうち9か月を除く。）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和36年10月から44年3月まで（昭和40年4月から41年3月までの期間のうち9か月を除く。）

昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、私がA区役所の集金人に毎月支払い、黄土色の国民年金手帳に押印してもらっていた。

昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料については、同年10月ごろ、妻が妻自身の5年間分の国民年金未納保険料と一緒にB区役所の集金人に一括して支払った。その際に各年ごとの保険料領収書5枚を受け取って年金手帳に貼っていたが、年金裁定請求後に廃棄した。

昭和41年4月から44年3月までの私の国民年金保険料については、妻が妻自身の国民年金保険料とともに、毎月、B区役所C支所で支払っており、当時の国民年金保険料の月額は数十円であり後に倍額となった。

申立期間について、納めた期間のうち一部が未納とされており、また、夫婦一緒に納めた期間があるにもかかわらず、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料については、A区役所が集金人による訪問集金を開始したのは昭和36年7月以降であることから、同年4月以降の国民年金保険料をA区役所の集金人に支払ったとする申立内容は不自然である上、

支払ったとする国民年金保険料の月額はその当時の国民年金保険料の月額と相違する。

また、申立期間②のうち、昭和 36 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人は、申立人の妻が、同年 10 月ごろに妻の国民年金保険料とともにさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は 42 年 10 月ごろに払い出されたと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の主張は不自然である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする 41 年 10 月及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される 42 年 10 月は、いずれも特例納付の実施時期ではないことから、当該期間の国民年金保険料を特例納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の特殊台帳において、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間のうち国民年金保険料が納付されていることが確認できる 9 か月分については、過年度納付の記録が無いことから、申立人が現年度納付したものと考えられる。

加えて、申立期間②のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人は、申立人の妻が妻自身の国民年金保険料とともに、毎月、B 区役所 C 支所に支払ったと主張しているが、申立人の妻は、妻自身の国民年金手帳記号番号が払い出される前に、妻自身の国民年金保険料と一緒に申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料の月額は、当時の国民年金保険料の月額と相違する。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年8月までの期間及び47年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から46年8月まで
② 昭和47年9月から48年3月まで

私の父は、国民年金保険料を支払うのは当然の義務だと言っていて、私が20歳になった時から、私の国民年金保険料をきちんと払ってくれていた。父は仕事柄、とても几帳面な人だったので、私の厚生年金保険から国民年金への切替えの手続もしてくれた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年11月ごろに払い出されていることが推定され、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立期間②直後の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料が同年11月に一括して現年度納付されていることが確認できるものの、当該保険料が納付された時点では、申立期間②については、過年度納付以外の方法では保険料を納付することができない期間であることから、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を現年度納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年

金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してしたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から52年3月まで

私は、昭和42年5月に結婚して、国民年金保険料の納付を始めた記憶がある。特別職の国家公務員をしていた夫は、人事や会計などの業務を歴任し、年金加入に関しても職員を指導する立場だったので、夫の同僚の妻が国民年金に任意加入しているのを知り、私の国民年金への加入手続を行った。

家族ぐるみの付き合いをしていた友人からも、「昭和46年以降、何度も一緒にA町役場まで国民年金保険料の納付に行った記憶があり、付加保険料の納付を勧めたところ、すぐに手続して付加保険料の納付も始めていた。」と証言してくれている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、主に申立人が納付していたとしているものの、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付方法等に関して、申立人及びその夫に明確な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の友人は、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたことや同人の勧めで申立人が付加保険料を含めた納付を始めた経緯等を供述するものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は、昭和52年4月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間当初において共済組合員の被扶養者であったことから任意加入対象者とされるために、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取

得することはできず、申立期間は、国民年金の未加入期間であるために、過年度納付及び特例納付によっても国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで

私は、平成2年1月当時学生であったが、同居していた両親のいずれかが、任意加入であることを承知の上で、国民年金への加入手続を行い、保険料を同年1月から同年3月まで納付してくれており、国民年金保険料を支払ったので憶^{おぼ}えておくようにと言われていた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親のいずれかが申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を両親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親の友人から、申立人の母親の言動等について供述を得られるものの、母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述は得られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月に払い出されていると推測され、この時点において、申立期間は、過年度納付によっても国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年12月まで

私は、20歳から21歳までの約1年半は短期大学の学生であったが、当時、住んでいたA町役場から2年間の国民年金保険料が未納になっているという通知を受け、母親がB銀行C支店で2年間分の保険料を支払った。紛失した領収書には納付金額の記載があったと記憶している。

ところが、納付記録では1年間分しか納付になっておらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親の記憶も不確かであるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年9月に払い出されていることが確認でき、申立期間については、過年度納付によっても保険料を納付することができない期間が含まれており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）からは、昭和58年3月に、申立期間直後の56年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付が行われた時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人が記憶している領収書に記載されていたとする金額は、昭和58年6月に過年度納付により一括納付されている56年4月から57年3月

までの1年間の国民年金保険料額に相当し、申立人の記憶は、当該納付に関するものであると考えるのが自然である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は同市役所窓口で納付書に現金を添えて納付したことから回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立期間から2年後の昭和55年6月であることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付書に現金を添えて納付したとしているものの、同市において納付書方式での保険料収納が開始されたのは昭和46年度からであることが確認できることから、昭和44年4月から納付書により国民年金保険料を納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付をA市役所で行ったとしているが、申立人は、昭和46年7月にB市からA市に住所を移したことがC市の戸籍の附票から確認できる上、年金手帳の住所欄の最初に記載のあるA市D町は、申立人が47年6月から55年9月までの間に居住していた場所である。

加えて、申立人が国民年金手帳記号番号の払い出しを受けた昭和55年6月は、第3回目の特例納付の最終月に当たるものの、申立人において、高額な国民年金保険料をまとめて納付したとの主張は無いことから、当該時点において、過年度納付が可能な53年4月までさかのぼって保険料を納付し、それ

以前の期間については未納のままとしたものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月
② 昭和58年10月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。当時はA市B区において一人暮らしであり、国民年金保険料は自分自身で銀行から毎月納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入状況、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶が不明確であり、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和59年12月であることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は共に、過年度納付によらない限り国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人は、毎月、保険料を納付していたとして、過年度納付をしたとの主張は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の住所をA市B区としているものの、C市の管理する戸籍附票によれば、昭和56年4月から58年9月まではD市E区、同年9月からはC市に住所を定めていたことが確認でき、申立人が申立期間にA市B区に住所を定めていた事実は確認できず、同市において、国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は不自然である。

加えて、社会保険庁の記録から、平成2年7月に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和58年9月14日から同年8月26日に訂正されていることが確認でき、申立期間①直後の58年9月分の国民年金保険料として60年3月の過誤納付保険料が、同年8月に充当されたことが確認でき、当該充当の時点で、申立期間①は国民年金の未加入期間であったと考えられる。

このほか、申立人は、「昭和58年8月ごろは、入院中であり、国民年金保険料は納付していないかも知れない。」と自らも述べており、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。私は、平成4年5月及び5年4月に国民年金保険料の免除申請を行い、4年4月から6年3月までの期間について全額免除の承認を受けていたが、その後、免除期間については10年後までは追納ができるという通知が来たので、追納加算金が付いた納付書を取り寄せ、これにより国民年金保険料を追納したので回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、追納したとする時期、納付場所及び保険料の納付金額等に関する申立人の記憶が不確かであり、国民年金保険料の追納状況等が不明である。

また、申立人は、平成13年11月に追納申出を行った際に申立期間を含む追納加算保険料の納付書を送付してもらい、随時追納していたとの記憶があると主張しているものの、社会保険庁の記録によれば、申立期間直前の3年11月から4年3月までの5か月間の申請免除（全額）期間に係る国民年金保険料は、13年11月から14年3月までの間に1か月ごとに追納していること、及び19年1月に行った追納の申出では、申請免除（全額）を受けていた17年4月から19年6月までの27か月のうち、17年4月から18年3月までの12か月間及び18年4月から同年12月までの9か月間の2回に分けていることが確認できることから見て、最初に追納申出を行った13年11月において、当時、申請免除期間であった3年11月から6年3月までの29か月のすべて

の期間の追納申出を一度に行ったものではないと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、平成 13 年 11 月における国民年金保険料の追納申出により、3 年 11 月から 4 年 3 月までの期間及び申立期間に係る追納申出を行ったものと認識しており、申立期間についてのみ国民年金保険料の追納申出を行った記憶は無いと述べている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 50 年 9 月まで

申立期間は、国民年金被保険者の資格を取得してから結婚するまでの 9 年間で、国民年金保険料については、3 人の姉の分と一緒に、母が毎月きちんと納付してくれていた。当時は町内の方が保険料を集金に来ていたが、40 年以上も前のことなので、領収書などは紛失している上、母は十数年前に他界しており、確認する術は無い。結婚する時に、母に「これからは自分で払いなさい。」と言われ、それ以後、空白期間が少しあるが、自分で国民年金保険料を納付してきた。

申立期間が未納になっているという知らせを受け、寝耳に水で、社会保険事務所に調査を依頼したが、はっきりしたことが確認できず、現在に至っている。綿密な調査を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分（昭和 41 年 6 月から 49 年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を申立人の 3 人の姉の分と一緒に納付していたとする申立人の母親が既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする 3 人の姉のうち、一人については、父母と同居していた期間のみならず、就職で家を離れた後も数年にわたり国民年金

保険料が納付されている記録が確認できるものの、他の二人については、国民年金の被保険者資格を取得した後、申立期間と重複する数年間については保険料が未納であり、後日その一部について過年度納付されていることが確認できる上、3人の姉の国民年金保険料が3か月ごとに同一日に納付されていることが確認できるのは、昭和44年4月から46年3月までの2年間のみであり、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで

申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答をもらった。

昭和 27 年 4 月から A 社に勤め始め、同社は B 社に社名を変更したが、健康保険や失業保険などはそのままであり、社名が変わっても、従業員はそのまま継続して働いていた。

私は正社員で、仕事は運送助手をしていた。

B 社での厚生年金保険の加入記録が最近見つかったので、A 社の記録もあるのではないかと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び申立人が名前を挙げている複数の同僚のうち、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載がある者が確認できることから判断して、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者番号払出簿に申立人の名前の記載は無く、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚 5 人中 4 人については、その後、同社の事業を引き継いだ B 社が厚生年金保険適用事業所となった昭和 29 年 3 月 2 日に、いずれも初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する B 社の被保険者番号払出簿には、申立人と同様に B 社において初めて厚生年金保険資格を取得した 9 人中 8 人は申立人と同年代であることが確認でき、その中には、申立人が名前を挙げた複数の同僚が含まれている。

また、A 社の事業を引き継いだ B 社は、その後、社名を C 社に変更し現存

しているものの、同社に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除状況に関して、これら事情を確認できる関連資料を保存していない上、厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 20 日から 36 年 4 月 25 日まで
② 昭和 36 年 4 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 12 月 2 日から 41 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとなっていた。B社に勤務していた従姉は、同社で勤務していた期間についての年金を受給している。脱退手当金を受給した記憶は無いので、取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の支給決定を受けたとされるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる4人については、いずれも被保険者資格喪失日の約2か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、B社に勤務していた同僚二人が、「会社は退職する女性に脱退手当金を受給するかどうか聞いていた。」と供述し、さらに、同社で脱退手当金を受給した同僚の一人は、「自分は会社から脱退手当金の説明を受け、代理請求をしてもらった。」旨の供述をしている上、同一の厚生年金保険被保険者番号に係る被保険者期間のみが支給対象とされていることから判断すると、当時、事業主による代理請求が行われていたものと考えられる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年2月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 13 日から 36 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る船員保険の加入記録が無いとの回答があった。

しかし、父親が経営していたA社（昭和 35 年 10 月にB社、38 年 1 月にC社として登記。以下同じ）で継続して働いており、通院した際は健康保険証を使用していたと記憶している。給与明細書は無いが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③の期間中である昭和 35 年 10 月 5 日にB社（昭和 38 年 1 月 22 日からはC社。）が設立された際に役員として同社の登記簿に記載されており、申立人及び同僚でもある申立人の次兄は、申立期間当時は、法人登記はされていなかったが、A社は、30 年ごろからD港において、10 隻くらいの個人船主の曳船^{ひき}を雇い入れ、大型船舶の曳船業^{ひき}を営んでいたと供述しており、申立人は当時の仕事内容等を具体的に記憶している上、現在の事業主（申立人の従兄）及び同僚でもある次兄は、申立人が申立期間当時、継続して勤務していたと供述していることから判断すると、申立期間においても、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務局の記録によれば、全申立期間において、A社は船員保険の適用事業所ではなく、申立期間後の昭和 40 年 7 月 1 日に初めて船員保険の適用事業所となっている。

また、申立人が申立期間当時の船主であったとして名前を挙げた6人については、申立期間③の一部期間において船主であることが確認できた二人を除き、申立期間においては、いずれも船員保険の適用事業所としての記録が確認できず、前記二人の船主に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③のいずれかにおいて、申立人と同じ船舶に乗船していたとして名前を挙げた同僚8人（船主を除く。）については、当該期間において船員保険被保険者記録が確認できない者が3人いる上、残り5人は当該期間の全部又は一部に船員保険被保険者記録が確認できるものの、この5人に係る船主は申立人が名前を挙げた船主とは一致せず、当該船主に係る船員保険被保険者名簿には申立人の記録が確認できない。

加えて、C社は、申立期間当時の船員保険の加入、保険料控除等の資料は残されていないと回答していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができず、唯一聴き取りができた申立人の次兄は、「申立期間当時は皆が食うに食えないぐらい生活が苦しく、多くの船主が船員保険に加入していなかったし、その期間は国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から18年8月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社B鉱業所で勤務した昭和17年1月から18年8月までの期間のうち、労働者年金保険法が適用開始となった17年6月から18年8月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間から漏れていた。

保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の名前を挙げており、その中の二人の同僚が、申立人が当該事業所で勤務していたことを供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金被保険者番号払出簿では、申立期間において、申立人の記録は確認できない。

また、申立人が当該事業所で勤務していたと名前を挙げた同僚8人のうち、厚生年金保険被保険者記録が確認できた6人は、全員が申立期間後の昭和19年6月1日以降に当該事業所における被保険者資格を取得している。

さらに、当時の事業主は連絡先が確認できず、申立人及び同僚から聴取しても、当時の事務担当者を特定することができない上、聴取できた同僚二人のうち、申立期間においても勤務していたと供述している同僚は、申立期間当時の労働者年金保険の適用状況に関する記憶が無い。

加えて、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月23日まで
社会保険事務所にA社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年8月23日に同資格を喪失し、当該加入期間の10か月分について脱退手当金が支給済みと記録されていた。当時、厚生年金保険に加入していたことも認識しておらず、脱退一時金を受給することを考えたこともなかった。
脱退手当金を受給したとの記録には納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の支給決定を受けたとされるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる二人については、被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定を受けており、事業所による代理請求の可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和21年2月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、社会保険業務センター保管の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社において勤務していた厚生年金保険被保険者期間に対する脱退手当金の支給は受けていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該事業所における被保険者期間のみで脱退手当金の受給資格がある者 16 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に支給決定記録があり、その全員が被保険者資格を喪失した後の 4 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同僚からは、「当時は、結婚する人はすべて脱退手当金をもらっていた。会社が脱退手当金の説明をすることなく、当然のようにもらうことになっていた。代理請求もしていたのではないか。」との供述が得られることから判断すると、事業所による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 2 月 19 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 579

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 20 日から 23 年 7 月ごろまで
社会保険事務所に A 社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 21 年 6 月 1 日に資格取得し、同年 8 月 20 日に資格を喪失している旨の回答があった。
しかし、同社を^{わず}僅か 2 か月で退職したはずはなく、昭和 23 年 7 月ごろに親類の経営する店を手伝うために同社を退職するまで継続して働いた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格喪失日は、昭和 21 年 8 月 20 日と記載されており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げる同僚も「申立人が勤務していたことは微かに記憶にあるものの、何時まで勤務していたかは知らない。」と供述し、さらに、申立人の担当職種とは異なるものの同名簿に記載があり、申立期間においても被保険者記録が確認できる同僚から聴取しても申立人の記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載がある者の資格喪失日を見ると、申立人の被保険者資格喪失日と同一日に資格を喪失している者が散見されるとともに、当時の同僚から、「厚生年金保険の被保険者期間は 2 か月程度とされているが、申立ての事業所には 1 年から 2 年ぐらい勤務していた記憶がある。」との供述が得られたことから判断すると、当該事業所においては、当時、一部の従業員について何らかの事情により厚生年金保険の資格喪失

失手続が行われたことが推認される。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、被保険者名簿に記載のある者で供述を得られた者からも当時の厚生年金保険の適用状況についての有力な供述を得ることはできず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。当該期間は、A社に勤務しており、給与明細書等はないが厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料はない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は確認できない。一方、同名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、一緒に勤務した同僚の名前の記憶も無く、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、平成 14 年 12 月 25 日には廃業しており、被保険者名簿に記録がある複数の者から聴取しても申立人に関する記憶は無く、厚生年金保険料の適用状況についても知らないとの供述が得られるのみで、当時の人事記録等による勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができず、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
② 昭和 33 年 8 月 4 日から 34 年 5 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、昭和 33 年 3 月 1 日から勤務した A 社について、被保険者の資格取得日が同年 6 月 1 日からとなっていた。

また、昭和 33 年 8 月 4 日から 34 年 5 月 6 日まで勤務した B 社、又は C 社については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

それぞれ働いていたのは間違いなく、社会保険もあったと思うので、よく調べて厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の被保険者資格の取得日は昭和 33 年 6 月 1 日と記録されており、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人とは勤務場所を異にするものの、同名簿において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとの記録が確認できる元従業員は、自身は昭和 33 年 4 月から勤務していたが、同年 5 月までの期間はいわゆる試用期間という認識であったと供述していることから、当該事業所においては入社後一定期間の試用期間を設けていたものと考えられる。

申立期間②については、申立人が当時の事業主として名前を挙げている代表者の姓が、法人登記簿により昭和 34 年 12 月 16 日に会社成立の法人登記がなされたことが確認できる C 社の代表取締役及び社会保険事務所が保管する

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された事業主の姓と一致することから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、C社が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和35年1月1日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立てに係る事業所が法人登記前に個人事業所として厚生年金保険の適用事業所であったことの確認もできない。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立てに係る両事業所は、既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立人の同僚からも申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する有力な供述が得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月21日から36年8月21日まで
社会保険事務所の記録では、A社B営業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金を受給したことは無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B営業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年8月21日の前後に資格喪失した女性17人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人については資格喪失後、約1か月から11か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、これらの請求手続の時期は退職後間もないころであることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたのではないかと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年10月25日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求をしたことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に対する脱退手当金の支給金額及び支給決定日を確認することができるとともに、同台帳に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に対し、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 26 日から 34 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社の汽船B及びCに乗船していた申立期間に係る被保険者記録が無かった。
船員手帳により乗船していたことは確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳から、申立人は、申立期間のうち昭和 31 年 10 月 26 日から 32 年 11 月 5 日までの期間は汽船B（船舶所有者はA社）に乗船し、同月 30 日から 34 年 1 月 1 日までの期間は汽船C（船舶所有者は昭和 33 年 1 月 29 日にA社からDに変更）に乗船し、通信士として雇用されていたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所に保管するA社の船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社では、「書類の保存期間の経過により、申立人に係る関係資料等は保存していない。当時は、船員保険の加入については選択できたのではないか。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が通信士として勤務していた記憶はあるが、当時の船員保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に船員保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を

考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年3月31日まで
② 昭和25年10月1日から26年3月31日まで
③ 昭和26年10月1日から27年3月31日まで
の3つの期間のうち、いずれか6か月の期間

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、勤務期間は明確に記憶していないが、昭和24年から27年ごろに6か月間勤務していたA社における被保険者記録が無かった。

当時、専務から後任者が入社することとなったので、辞めてくれと言われて退職した。当時の同僚及び後任者の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚二人及び後任者として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張している当該事業所については、社会保険事務所の記録によれば、昭和25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、これ以前に厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。また、申立人が同事業所における後任者として名前を挙げた者は、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は同日より前に同事業所において勤務していたものと考えられる上、申立人が同僚として名前を挙げた二人についても、当

該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は同日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において昭和 25 年 1 月 1 日以降の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明である上、同事業所に勤務していた申立人の後任者に聴取したところ、「入社時に申立人がいた記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 26 日まで

A社に勤務していた期間が厚生年金保険に加入していないことになっている。確かに厚生年金保険料等の控除があったことを記憶しているが、給与明細書は、度々の引っ越しで紛失してしまった。

平成 16 年に、申立期間が空白期間となっていることを不審に思い社会保険事務所で調べてもらったが、単に分からないとの回答であり、釈然としないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者情報及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間より後の昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所とされていることが確認でき、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人は、事業主に「厚生年金保険がある。」と言われたと供述しているものの、事業主は死亡しており、申立内容を確認することはできない上、昭和 47 年 4 月 1 日付けで当該事業所の被保険者資格を取得した複数の同僚から聴取したところ、「健康保険は無いと言われて入社した。」、「国民健康保険等に加入していた。」、「保険料控除は無かった。」と供述しており、当該同僚の一人、事業主及び当該事業所で社会保険関係事務を担当し、47 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した事業主の妻は、同年 3 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、複数の同僚の「昭和 47 年 4 月分から保険料が控除されることにつ

いて会社から説明があった。」との供述があり、これは、「適用事業所となるための審査は厳しく、申請してすぐに適用事業所とは認められなかった。保険料は昭和47年4月から控除することを説明し、控除し始めたことを憶^{おぼ}えている。」との事業主の妻の供述と一致している。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無く、A社も既に適用事業所に該当しなくなっており、平成8年6月1日には解散している上、事業主の妻も申立期間当時の資料は処分してしまっているとしていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から29年ごろまで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和26年1月1日から29年3月31日までが厚生年金保険に未加入となっていた。申立期間当時、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和24年12月5日、同喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった26年1月1日とされており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和26年1月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社は、49年10月1日付けで商法の規定（第13条第一項）による解散手続が行われていることに加え、事業主の連絡先が不明であり、さらに、26年1月1日に同社における被保険者資格を喪失した記録がある者4人のうち1人は死亡、残り3人の連絡先は不明であることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。